

ポイント 税効果会計とは会計上の処理と税法上の処理とが異なることによるその差額を関連づけて適切に表現したものです。

A1 税法は課税の公平や政策上の点から、会計上の利益に対して一定の金額を加算もしくは減算して課税上の利益（所得）を算出することとしているため、会計上の利益と一致しません。

例えば、企業が貸倒れとして処理したもので経費とされていても、税務上の損金として認められないものがある場合、税務上は利益に加算します。経費として処理しながらも税務上は貸倒損失否認として損金とされず、結果その金額に対応する税金を払っていることとなります。これを税金の前払いといいます。

しかし、将来において実際に貸倒れとして税務上の要件を満たすこととなった場合には税務上損金として処理しますので、その期の決算書で経費とされていなくても、税務上は損金として減算しその際税金が安くなります。このときに先の税金の前払い分が充当されることとなります。

このような差異についてはその差額に法人税等（法人地方税も含む）の税率（実行税率）として約40%を乗じたものを法人税の前払いとして「繰延税金資産」に、反対の場合は未払いとして「繰延税金負債」として計上します。

1 税効果会計がない場合（内、損金に算入されない貸倒損失400）

税引前当期純利益	1000
法人税等	560
当期純利益	440

2 税効果会計がある場合

税引前当期純利益	1000	
法人税等	560	$(1000+400) \times 40\%$
法人税等調整額	$\Delta 160$	$(400 \times 40\%)$
当期純利益	600	

この場合の仕訳処理は 貸倒損失400×40%=160

借方 繰延税金資産 160 / 貸方 法人税等調整額 160 となります
繰延税金資産160は貸倒れに係る資産の欄に控除形式で表示します